

事 務 連 絡
平成 29 年 8 月 10 日

各都道府県介護保険担当課（室） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

第7期介護保険事業（支援）計画における療養病床、介護医療院等
の取扱いに関する基本的考え方について

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号。以下「平成29年改正法」という。）により、慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナルケア」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた介護保険施設として、介護医療院が創設されるとともに、平成29年度末をもって廃止することとされていた指定介護療養型医療施設について、廃止の期限が6年間延長されたところである。

第7期（平成30年度から32年度まで）の市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画（以下「第7期計画」という。）の策定に際しては、介護保険法（平成9年法律第123号）第116条第1項の規定に基づく「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）を策定する予定であるが、療養病床から介護保険施設等への転換や、介護医療院の創設の取扱いに関し、下記のとおり、基本的な考え方を整理したので、ご了解の上、管内保険者に周知願いたい。

なお、本通知は、現段階で考え得る事項を整理したものであることを申し添える。

記

1. 必要入所定員総数等の考え方

(1) 療養病床からの転換に係る必要入所定員総数等

市町村介護保険事業計画における認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数並びに都道府県介護保険事業支援計画における介護専用型特定施設入居者生活介護等に係る必要利用定員総数(混合型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数を定めた場合は、その必要利用定員総数を含む。)及び介護保険施設に係る必要入所定員総数には、医療保険適用の療養病床(以下「医療療養病床」という。)及び指定介護療養型医療施設が、これらの事業を行う施設等へ転換する場合における当該転換に伴う利用定員、入所定員の増加分は含まないものとする。

(2) 介護老人保健施設から介護医療院への転換に係る必要入所定員総数

平成18年度以降、医療療養病床及び指定介護療養型医療施設からの転換を促進してきた経緯に鑑み、介護医療院に係る必要入所定員総数には、介護老人保健施設(平成18年7月1日から平成30年3月31日までに医療療養病床又は指定介護療養型医療施設から転換して許可を受けたものに限る。)が介護医療院に転換する場合における当該転換に伴う入所定員の増加分は含まないものとする。

(3) 介護サービスの量の見込み

介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みについては、医療療養病床及び指定介護療養型医療施設から介護保険施設等への転換分並びに(2)に記載する介護老人保健施設から介護医療院への転換分も含めて定めるものとする。

2. 療養病床からの転換の見込み等の考え方

医療療養病床及び指定介護療養型医療施設からの転換分について、見込み量を把握する場合には、市町村と都道府県が連携し、主に介護を必要とする高齢者が利用している医療療養病床の数、こうした高齢者の介護給付対象サービスの利用に関する意向並びに医療療養病床を有する医療機関又は指定介護療養型医療施設の介護保険施設等(指定介護療養型医療施設を除く。)への転換の予定等を把握することが重要である。

具体的には、各都道府県の医療部局と介護部局の密接な連携の下、転換意向調査を実施し(※)、医療機関における転換の意向等を把握した上で、都道府県や市町村の医療、介護担当者等の関係者による協議の場(「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針」(平成26年厚生労働省告示第354号)第2の二の1の協議の場をいう。)において

議論することにより、療養病床からの転換の見込み量を設定することが重要である。

※ 転換意向調査の方法については、各都道府県における調査に活用していただけるよう、調査方法や質問項目等について別途お知らせしている(「第7次医療計画及び第7期介護保険事業(支援)計画の策定に係る医療療養病床を有する医療機関及び介護療養型医療施設からの転換意向の把握について」(平成29年8月10日厚生労働省医政局地域医療計画課・老健局介護保険計画課事務連絡)参照。)。この内容も踏まえつつ各都道府県により独自の調査を行うことを妨げるものではない。

3. 指定、許可等の取扱いの考え方

1のとおり、医療療養病床及び指定介護療養型医療施設からの転換並びに1(2)に記載する介護老人保健施設から介護医療院への転換については、当該転換による入所定員、利用定員の増加分は、第7期計画における必要入所定員総数、必要利用定員総数に含まないこととすることから、介護保険法第94条第5項等に基づく介護保険施設等の許可等の拒否(いわゆる「総量規制」)は基本的に生じないものと考えられる。

なお、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第15条第6項に基づく特別養護老人ホームの認可についても同様と考えられる。

4. 介護医療院の必要入所定員総数及び見込み量の設定の考え方

介護医療院は、平成30年度から開始される新たなサービス種別であり、サービスの量の見込みや必要入所定員総数を設定する必要がある。このうち、医療療養病床、指定介護療養型医療施設及び1(2)に記載する介護老人保健施設(以下「療養病床等」という。)からの転換分については、上記で示したとおりである。

一方、介護医療院を新設する場合(医療療養病床、指定介護療養型医療施設及び1(2)に記載する介護老人保健施設以外の病床等から転換する場合を含む。)には、必要入所定員総数に基づき、平成29年改正法による改正後の介護保険法第107条第5項に基づく許可の拒否(いわゆる「総量規制」)の対象となる。

介護保険施設等の必要入所定員総数は、通常、現に利用している者の数及び高齢者の利用に関する意向等その地域の実情を勘案して設定されるものであるが、介護医療院については、平成30年度から新たに創設される施設類型であり、現に利用している者がいないことから、他の施設等とは異なる方法により、当該施設のニーズを把握する必要がある。具体的には、当該都道府県における高齢者の慢性期の医療・介護ニーズを基に、療養病床等からの転換について総量規制が生じないこととされている趣旨を踏まえ、まずは当該転換による対応を優先した上で、2の協議の場も活用しつつ、市町村と都道府県の連携により事業者の参入意向等についても把握し、必要入所定員総数を設定することが考えられる。

以上

平成 29 年 8 月 10 日

各都道府県 医療計画主幹課 御中
介護保険事業支援計画主幹課

厚生労働省医政局地域医療計画課
厚生労働省老健局介護保険計画課

第7次医療計画及び第7期介護保険事業（支援）計画の策定に係る
医療療養病床を有する医療機関及び介護療養型医療施設からの転換
意向の把握について

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号。以下「平成29年改正法」という。）により、慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナルケア」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた介護保険施設として、介護医療院が創設されるとともに、平成29年度末をもって廃止することとされていた指定介護療養型医療施設について、廃止の期限が6年間延長されたところである。

また、平成29年度は、第7次医療計画、第7期介護保険事業（支援）計画が同時に策定される年であり、病床の機能の分化及び連携の推進による効率的で質の高い医療提供体制の構築並びに在宅医療・介護の充実等の地域包括ケアシステムの構築が一体的に行われるよう、これらの計画の整合性を確保することが重要である。

こうした状況を踏まえ、第7次医療計画及び第7期介護保険事業（支援）計画の策定に当たっては、医療保険適用の療養病床（以下「医療療養病床」という。）及び指定介護療養型医療施設における、介護保険施設等への転換の意向等を把握することが重要である。

具体的には、各都道府県の医療部局と介護部局の密接な連携の下、転換意向調査を実施し、医療機関における転換の意向等を把握した上で、都道府県や市町村の医療、介護担当者等の関係者による協議の場（「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針」（平成26年厚生労働省告示第354号）第2の二の1の協議の場をいう。）において議論することにより、療養病床からの転換の見込み量を設定することが重要である。これに当たり、各都道府県における医療療養病床及び指定介護療養型医療施設における、介護保険施設等への転換の意向等の調査に活用していただくよう、調査方法や質問項目等の例を、別添のとおりお示しする。都道府県において、独自の調査を行うことを妨げるものではないが、別添を踏まえ、「転換等の有無、転換先、時期等に係る意向に関する質問」への回答部分の把握は必要と考えられる。

医療療養病床を有する医療機関及び介護療養型医療施設における 転換の意向調査の方法（例）

（１）調査対象

各都道府県に所在する療養病床を有する病院及び診療所（介護療養型医療施設を含む）

（２）調査への回答に当たっての留意事項として調査票に記載すべき事項

- 平成 29 年における介護保険法の改正（地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 52 号））により、慢性期の医療・介護のニーズを併せ持つ高齢者を対象に、「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナルケア」等の医療機能と「生活施設」としての機能を兼ね備えた、「介護医療院」という新たなサービス類型が創設されることとなった。（平成 30 年度～）
- 併せて、平成 29 年度末をもって廃止することとされていた指定介護療養型医療施設について、廃止の期限が 6 年間延長された。
- 本調査は、都道府県の第 7 期介護保険事業支援計画や市町村の第 7 期介護保険事業計画、第 7 次医療計画を策定するに当たって、医療療養病床や介護療養型医療施設の転換等の意向を調査し、サービスの量の見込み等に反映させるために行うものであり、「介護医療院」の報酬体系や具体的な施設基準等も未定である中で、今回の回答の内容をもって、当該医療療養病床や介護療養型医療施設の今後の方向性について制約するものでは全く無い。あくまで、現時点での検討状況としてご回答いただくもの。
- 「介護医療院」の具体的な基準・報酬等については、今後、社会保障審議会介護給付費分科会において審議を行うものであり、現時点では決定していないが、ご参考として、厚生労働省の検討会（療養病床の在り方等に関する特別部会）において「介護医療院」に求められる機能等として以下のような内容が提案されている。
 - (1) 現行の介護療養病床が果たしている機能に着目しつつ、利用者の状態や地域の実情等に応じた柔軟な対応を可能とする観点から、以下の 2 つの機能分類とする
 - ① 介護療養病床相当（主な利用者像は、療養機能強化型 A B 相当）
 - ② 老人保健施設相当以上（主な利用者像は、上記より比較的容体が安定した者）
 - (2) 1 室当たり定員 4 人以下、かつ、入所者 1 人当たり 8 m²以上とすること。ただし、多床室の場合でも、家具やパーテーション等による間仕切りを設置するなど、プライバシーに配慮した療養環境を整備すること。

(3) 質問事項

※ 以下、病院向けの調査票例であるため、診療所向けの調査票については、「療養病棟入院基本料」を「有床診療所療養病床入院基本料」とする等、適宜修正いただきたい。ただし、この場合にも、第7次医療計画及び第7期介護保険事業（支援）計画の策定に当たって把握することが必要な項目に漏れがないようにすること。

○ 療養病床の数等に関する質問

病床種別			病床数
一般病床			床
療養病床	医療療養病床	療養病棟入院基本料 1 (20:1)	床
		療養病棟入院基本料 2 (25:1)	床
	介護療養病床		床
その他の病床			床

○ 転換等の有無、転換先、時期等に関する意向に関する質問

	現在の療養病床に係る届出病床数	今後の見込み（現時点の考え）	平成 30	平成 31	平成 32	平成 35 年度末
			年度末	年度末	年度末	
療養病棟入院基本料 (20:1)	床	療養病棟入院基本料 (20:1)	床	床	床	床
		療養病棟入院基本料 (25:1)	床	床	床	床
		回復期リハビリテーション病棟入院料	床	床	床	床
		地域包括ケア病棟入院料 ※病室を含む				
		介護医療院	床	床	床	床
		介護老人保健施設	床	床	床	床
		介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	床	床	床	床
		特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム・サービス付き高齢者住宅を含む。）	床	床	床	床
		認知症グループホーム	床	床	床	床
		看護小規模多機能型居宅介護	床	床	床	床
		小規模多機能型居宅介護	床	床	床	床
		その他	床	床	床	床
		病床廃止（上記のいずれにも転換しない）	床	床	床	床
未定（※次の問もお答えください）	床	床	床	床		

療養病棟入院基本料 (25:1)	床	療養病棟入院基本料 (20:1)	床	床	床	床
		療養病棟入院基本料 (25:1)	床	床	床	床
		回復期リハビリテーション病棟入院料 地域包括ケア病棟入院料 ※病室を含む	床	床	床	床
		介護医療院	床	床	床	床
		介護老人保健施設	床	床	床	床
		介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	床	床	床	床
		特定施設入居者生活介護 (有料老人ホーム・サービス付き高齢者住宅を含む。)	床	床	床	床
		認知症グループホーム	床	床	床	床
		看護小規模多機能型居宅介護	床	床	床	床
		小規模多機能型居宅介護	床	床	床	床
		その他	床	床	床	床
		病床廃止 (上記のいずれにも転換しない)	床	床	床	床
		未定 (※次の間もお答えください)	床	床	床	床
		介護療養型医療施設	床	療養病棟入院基本料 (20:1)	床	床
療養病棟入院基本料 (25:1)	床			床	床	床
回復期リハビリテーション病棟入院料 地域包括ケア病棟入院料 ※病室を含む	床			床	床	床
介護療養型医療施設	床			床	床	床
介護医療院	床			床	床	床
介護老人保健施設	床			床	床	床
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	床			床	床	床
特定施設入居者生活介護 (有料老人ホーム・サービス付き高齢者住宅を含む。)	床			床	床	床
認知症グループホーム	床			床	床	床
看護小規模多機能型居宅介護	床			床	床	床
小規模多機能型居宅介護	床			床	床	床
その他	床			床	床	床
病床廃止 (上記のいずれにも転換しない)	床			床	床	床
未定 (※次の間もお答えください)	床			床	床	床

上記で未定と回答した場合には以下でおおまかな意向を回答

	平成 32 年度末	平成 35 年度末
療養病棟入院基本料 1 (20:1)	01 医療保険の病床 02 介護保険施設（介護医療院を含む） 03 01 と 02 を組み合わせる 04 病床を廃止する	01 医療保険の病床 02 介護保険施設（介護医療院を含む） 03 01 と 02 を組み合わせる 04 病床を廃止する
療養病棟入院基本料 2 (25:1)	01 医療保険の病床 02 介護保険施設（介護医療院を含む） 03 01 と 02 を組み合わせる 04 病床を廃止する	01 医療保険の病床 02 介護保険施設（介護医療院を含む） 03 01 と 02 を組み合わせる 04 病床を廃止する
介護療養型医療施設	01 医療保険の病床 02 介護保険施設（介護医療院を含む） 03 01 と 02 を組み合わせる 04 病床を廃止する	01 医療保険の病床 02 介護保険施設（介護医療院を含む） 03 01 と 02 を組み合わせる 04 病床を廃止する